10　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（９に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

11　取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

⑶　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

⑷　補償契約

イ　在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

（記載上の注意）

１　補償契約とは、会社法第430条の２第１項に規定する契約をいう。以下同じ。

２　会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。

３　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

［加える。］

［加える。］

⑶　責任限定契約

［同左］

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

［加える。］